

オゾン法破壊関連 2 省令の制定・改正 (モントリオール議定書締約国会合決定事項)

令和 3 年 3 月 3 日

経済産業省 製造産業局

化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

オゾン法破壊関連 2 省令の制定・改正（モントリオール議定書締約国会合決定事項）

●モントリオール議定書

第 1 条 （定義）

「生産量」とは、規制物質の生産された量から締約国により承認された技術によって破壊された量及び他の化学物質の製造のための原料として完全に使用された量を減じた量をいう。

●特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）

第 1 1 条 （製造数量の確認）

特定物質等を製造しようとする者は、その種類及び規制年度ごとに、特定物質等が経済産業省令、環境省令で定める基準に従い当該規制年度内に破壊されたこと又は破壊されることが確実であることを経済産業省令で定めるところにより証明して、当該証明に係る数量の特定物質等（当該証明に係る種類のものに限る。）を製造することができる旨の経済産業大臣の確認を受けることができる。

第 1 2 条 （製造数量の確認）

特定物質等を製造しようとする者は、その種類及び規制年度ごとに、特定物質等が当該規制年度内に当該特定物質等以外の物質（当該特定物質等と当該特定物質等以外の物質の混合物を除く。）の製造工程において原料として使用されること又は使用されることが確実であることを経済産業省令で定めるところにより証明して、当該証明に係る数量の特定物質等（当該証明に係る種類のものに限る。）を製造することができる旨の経済産業大臣の確認を受けることができる。

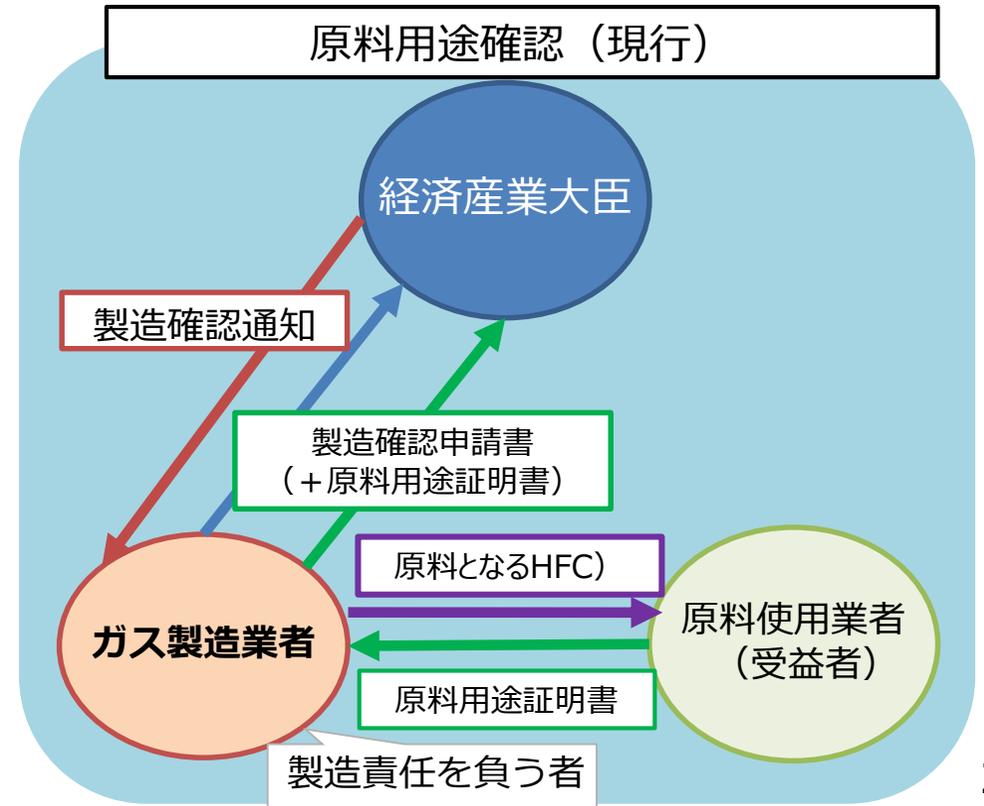
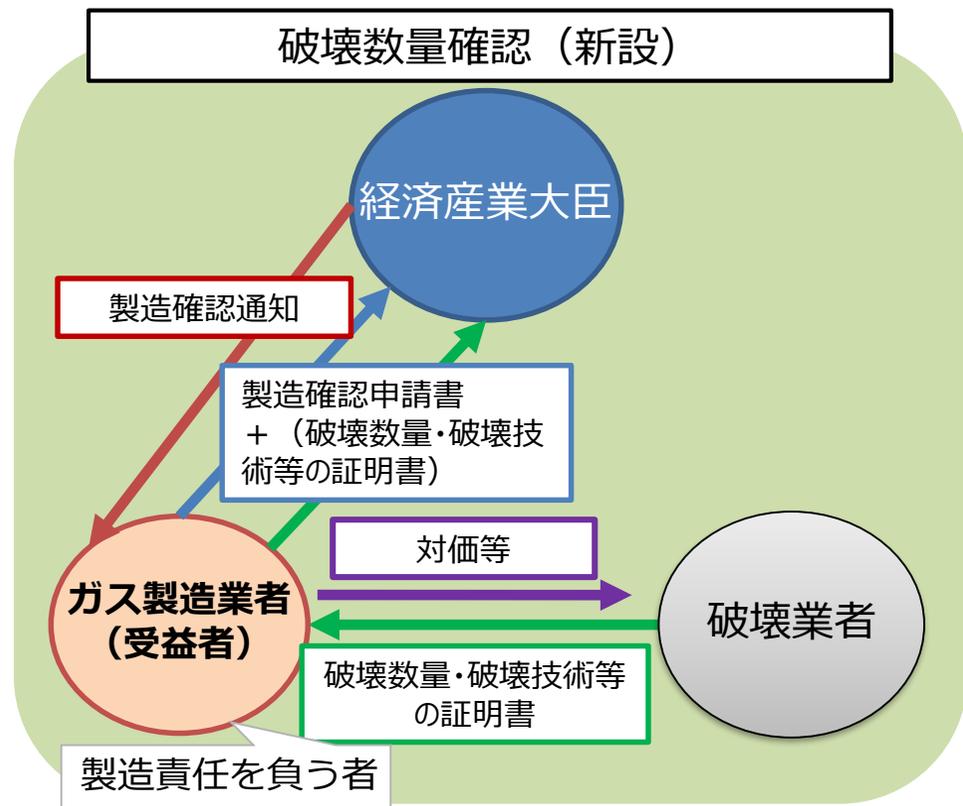
オゾン法破壊関連 2 省令の制定・改正（モントリオール議定書締約国会合決定事項）

○法律上の位置づけは「破壊数量確認」は「原料用途確認」と同じであるため、基本的に同様の考え方とする。

①破壊業者から提出された「破壊数量・破壊技術等の証明書」の破壊数量を基に、ガス製造業者が「製造確認申請書（様式第8）」を作成し、「破壊数量・破壊技術等の証明書（様式第8の2）」とともに経済産業大臣に提出。

②経産大臣は提出された「破壊数量・破壊技術等の証明書」及び「製造確認申請書」を確認し、製造確認を通知。

・原料用途確認の受益者は証明書の発行で原料を入手できる原料使用業者。他方、破壊数量確認の受益者は破壊証明分を製造可能なガス製造業者。



特定物質の破壊に関する基準を定める省令

令和2年9月11日公布

令和3年1月1日施行

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第十一条第一項の経済産業省令、環境省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる特定物質等の区分に応じて同表の下欄に掲げるいずれかの技術により破壊されたこと又は破壊されることが確実であることとする。

特定物質等（上欄）	技術（下欄）
一 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）附属書FのグループIの物質（未使用のもの、回収されたもの又は再生されたものに限る。）	(1) セメントキルン焼却 (2) ガス・ヒューム酸化 (3) 液中燃焼 (4) 多孔性熱反応 (5) リアクタークラッキング (6) ロータリーキルン焼却 (7) アルゴンプラズマアーク (8) 窒素プラズマアーク (9) ポータブルプラズマアーク (10) 水素及び二酸化炭素との化学反応 (11) ガス相触媒脱ハロゲン化 (12) 過熱蒸気反応
二 議定書附属書FのグループIの物質（発泡体等固体状の物に含まれるものに限る。）	(1) 廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。）による焼却 (2) ロータリーキルン焼却
三 議定書附属書FのグループIIの物質（未使用のもの、回収されたもの又は再生されたものに限る。）	(1) ガス・ヒューム酸化 (2) 液中燃焼 (3) リアクタークラッキング (4) ロータリーキルン焼却 (5) アルゴンプラズマアーク (6) 窒素プラズマアーク (7) 水素及び二酸化炭素との化学反応 (8) 過熱蒸気反応

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則（改正）

令和2年9月11日公布
令和3年1月1日施行

（破壊されたことの確認）【新設】

第十条の二 法第十一条第一項の規定による確認を受けようとする者は、様式第八による申請書に様式第八の二による証明書を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

様式第8（第10条の2関係）

破壊された特定物質等の製造確認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名
住所
法人番号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第11条第1項の確認を受けたいので、同条第2項の規定により次のとおり申請します。

- 1 破壊を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 破壊された特定物質等の種類及び数量
- 3 破壊に係る設備の場所
- 4 破壊された年月日
- 5 破壊に用いた技術又は装置
- 6 製造しようとする特定物質等の種類及び数量
- 7 製造しようとする特定物質等の製造及び貯蔵の場所

備考

- 1 様式第8の2「特定物質等の破壊数量の証明書」を添付すること。
- 2 数量の単位はキログラムとし、小数点第一位を四捨五入して記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 4 法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。
破壊されることが確実である場合について、この様式による要領で作成する場合にあつては、破壊された場合に係る相当用語を破壊されることが確実である場合に係る相当用語に書き換えるものとする。

様式第8の2（第10条の2関係）

特定物質等の破壊数量の証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名
住所
法人番号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第11条第1項の経済産業省令、環境省令で定める基準に従い破壊された数量を別紙のとおり証明します。

備考

- 1 数量の単位はキログラムとし、小数点第一位を四捨五入して記入すること。
- 2 別紙は、別紙1に記載される者ごとにそれぞれ作成し、その同意書を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 4 法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。
破壊されることが確実である場合について、この様式による要領で作成する場合にあつては、破壊された場合に係る相当用語を破壊されることが確実である場合に係る相当用語に書き換えるものとする。

別紙

- 1 破壊を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 破壊に係る設備の場所
- 3 破壊に用いた技術又は装置
- 4 破壊に係る設備並びに当該設備の処理能力及び構造
- 5 破壊された特定物質等の種類及び数量並びに破壊された特定物質等の種類及び数量の計測の方法及び計測の時期
- 6 破壊された特定物質等の種類及び数量の計測を行った機器の校正の時期
- 7 破壊された特定物質等の入荷年月日、入荷数量及び入荷元
- 8 破壊された年月日
- 9 破壊時の破壊効率